

議案第32号

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) せたがやの家のうちファミリー型住宅の供給を終了するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区せたがやの家の供給に関する条例（平成6年3月世田谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第4条」に、「第6条―第9条」を「第5条―第8条」に、「第10条・第11条」を「第9条・第10条」に、「第12条―第15条」を「第11条―第13条」に、「第16条―第19条」を「第14条―第17条」に、「第20条・第21条」を「第18条」に、「第22条―第26条」を「第19条―第23条」に改める。

第1条中「中堅所得者等及び」を「住宅に困窮している」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第2章中第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げ、第3章中第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第4章中第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、入居させることが特に必要であると管理者が認める者については、優先的に選定することができる。

第14条第2項を削り、同条を第13条とする。

第15条を削り、第5章中第16条を第14条とし、第17条を第15条とする。

第18条第1項中「第16条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第2項を削り、同条を第16条とする。

第19条を第17条とする。

第20条を削り、第6章中第21条を第18条とし、第7章中第22条を第19条とする。

第23条中「福祉型住宅に、その」を「区長は、せたがやの家に」に、「、必要に」を「必要に」に改め、同条を第20条とする。

第24条中「世田谷区住宅委員会」を「世田谷区住宅委員会規則（平成2年9月世田谷区規則第57号）第1条に規定する世田谷区住宅委員会」に改め、同条を第21条とする。

第25条を第22条とし、第26条を第23条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。